

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…二
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…三
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)…三
- 公募による所有地の売却……………(同)…三
- (都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室)…四
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四
- 開発行為に関する工事完了……………
- 東京都告示第千四百八号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
- 平成二十六年十月十五日

- 一 施行者の名称  
東京都知事 外 添 要 一  
多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
多摩都市計画公園事業第三・三・六号永山北公園
- 三 事業施行期間  
平成二十六年十月十五日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分  
多摩市永山二丁目地内  
使用の部分  
なし

## 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
- 三 代表者の氏名

- 四 高田 和彦  
主たる事務所の所在地  
東京都杉並区善福寺二丁目十七番五号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、キリスト教精神に基づき、開発途上国で貧しさに苦しむ子どもたち、家族、地域住民へ国際協力事業を行うことで、生活改善及び自立を促進し、平和、平等、正義に満ちた国際社会の形成と発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月二十二日
  - 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人中野中小企業診断士会
  - 三 代表者の氏名  
柴原 廣次
  - 四 主たる事務所の所在地  
東京都中野区中野四丁目十一番十号 アーバンネット  
中野ビル一〇三号室
  - 五 定款に記載された目的
- この法人は、商工行政や商工団体と協力して、中野区内および他の地域の中小企業、商店街等ならびに消費者をはじめとする一般市民に対して、創業、経営の合理化・革新・IT化、人材の育成等の幅広い経営支援活動を行い、もって地域経済および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ビーチ文化振興協会

三 代表者の氏名

朝日 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、水辺や海岸における環境保全および防災対策を図り、広く一般市民に対して、ビーチスポーツおよびマリンスポーツの普及促進を図りつつ、人々が健康で安全に楽しめる海辺利用の創出に関する事業を行い、ゆとりある社会の構築に貢献するとともに、多様な市民活動を支援し、スポーツの振興を通じて日本における市民活動の定着と基盤整備に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本モーゲージプランナーズ協会

三 代表者の氏名

松崎 厳昭

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝四丁目十六番一号 七階

五 定款に記載された目的

この法人は国民に対して、住宅ローンをはじめローン

全般のコンサルティング並びに国民経済の安定化を資するライフプランニングの重要性を広く普及するとともに、

社会の変革に備えて、個人資産を効率的かつ安定的に管理し、ローン全般およびライフプランのコンサルティングを中立的公正な立場から提案するモーゲージプランナーを養成・認証し、その行為についての倫理的規制に関する事業を行い、国民レベルの資産形成・運用・管理を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんさんぶる

三 代表者の氏名

高橋 英俊

四 主たる事務所の所在地

東京都東大和市中央四丁目九百二十二番地の十八

五 定款に記載された目的

この法人は、身寄りがなく、または家族に頼れない高齢者・障害者等の支援を通じて福祉の増進に寄与することを目的とする。住居を確保する際あるいは入院・就職の際に必要とされる身元引受人を提供する。また成年後見制度、死後事務委任契約、民事信託等を通して福祉の推進、人権の擁護を図ることを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十六年十月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかの里を紡ぐ会

三 代表者の氏名

富田 眞紀子

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中央三丁目二十七番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は広く地域住民を対象にして、住民参画及び医療・介護の専門職と連携のもとに、終末期療養者の生活支援とこれを支える居宅サービス、また相談支援事業等を行い、誰もが高齢になっても、たとえ障がいを抱え、また、病に侵されても、最期まで住み慣れた地域の中に自分の居場所(里)を見つけ、人の温もりを感じながら人と人の関係性を築き、安心して、自分らしく暮らしていけるようなまちづくりに寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

<p>平成二十六年九月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハル創研</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 緋佐子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区南砂四丁目十二番十一二二四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、認知症高齢者や障害者が地域の中でいきいきと生活できる基盤として、作業所および相談の橋渡し業務を行うほか、種々の支援事業及び広く一般市民を対象に啓発活動を行うことで地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人男の復権</p> <p>三 代表者の氏名 堀合 洋祐</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田和泉町一番地 CTKビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、「仁・義・礼・智・信」の道義をもち、芯があり毅然としたインターネットリジェンスある行動と発言を『男義』と定義し、このテーマの普及啓発活動を行い、もって社会教育の推進を図るとともに、日本経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>る。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京ヘラルド</p> <p>三 代表者の氏名 小齋 太郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前三丁目五番九号 岩井方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、日本文化を守り育むという農業の果たすべき役割を最大限重視しつつ、活力ある社会を担う主要産業としての農業のあり方を追求する事業、また、農業と関連した社会全般の課題を学び、その解決策を模索する事業を行うことにより、自由・公正・活力ある日本の未来を拓くことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十五日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 名称 東京都知事 外 添 要 一</p>
<p>平成二十六年九月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピーブルズ・ホープ・ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 小田 晋吾</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市中町二丁目九番三十二号</p> <p>五 認定の有効期間 平成二十六年九月三十日から平成三十一年九月二十九日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十五日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人女性のスペース結</p> <p>二 代表者の氏名 西山 美幸</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町四丁目十九番六号 石田ビル四〇三号</p> <p>四 仮認定の有効期間</p>	<p>一 名称 東京都知事 外 添 要 一</p>
<p>平成二十六年九月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハル創研</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 緋佐子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区南砂四丁目十二番十一二二四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、認知症高齢者や障害者が地域の中でいきいきと生活できる基盤として、作業所および相談の橋渡し業務を行うほか、種々の支援事業及び広く一般市民を対象に啓発活動を行うことで地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人男の復権</p> <p>三 代表者の氏名 堀合 洋祐</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田和泉町一番地 CTKビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、「仁・義・礼・智・信」の道義をもち、芯があり毅然としたインターネットリジェンスある行動と発言を『男義』と定義し、このテーマの普及啓発活動を行い、もって社会教育の推進を図るとともに、日本経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>る。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京ヘラルド</p> <p>三 代表者の氏名 小齋 太郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前三丁目五番九号 岩井方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、日本文化を守り育むという農業の果たすべき役割を最大限重視しつつ、活力ある社会を担う主要産業としての農業のあり方を追求する事業、また、農業と関連した社会全般の課題を学び、その解決策を模索する事業を行うことにより、自由・公正・活力ある日本の未来を拓くことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十五日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 名称 東京都知事 外 添 要 一</p>

平成二十六年九月三十日から平成二十九年九月二十九日まで

公募による所有地の売却について

公募による所有地の売却について、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 物件の表示

(一) 土地の所在 八王子市南大沢四丁目七番一

(二) 地目 宅地

(三) 地積 七、〇二八・八一平方メートル

(四) 予定価格 五六九、四〇〇、〇〇〇円

(五) 用途 商業及び業務の用に供する施設(以下「業務施設」という。)

二 事業応募者の資格

(一) 当該土地において自らの業務の用に供する施設を建設し、運営する者であること。

(二) 当該土地の取得並びに業務施設の建設及び運営に必要な資力及び信用を有する者であること。

(三) 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

(四) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の売払いにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

(五) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしていないこと。

ないこと。

(六) 会社更生、破産、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者でないこと。

(七) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第一号に規定する暴力団関係者でないこと。

(九) 前二号に掲げる者から委託を受けた者又は前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(十) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中でないこと。

(十一) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の事業予定者決定の後、辞退した者又は決定を取り消された者でないこと。

(十二) 共同企業体の場合は、全ての構成員が(一)から(十一)までの条件を備えている者であること。

三 募集要項の配布期間及び配布場所

平成二十六年十月十五日(水曜日)から東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三二〇)五二三五)で配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

四 応募受付日

平成二十六年十二月十六日(火曜日)の午後一時から午後四時までとする。

五 応募受付場所

東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三二〇)五二三五)

六 事業予定者の決定及び通知

選考により決定し、平成二十七年一月下旬以降通知する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市今寺二丁目四百七十六番二及び同番三 青梅市谷野八十七番地 株式会社内田工務店 代表取締役 内田 義明

八王子市散田町三丁目千百十九番一、同番一地先、同番二、同番三及び千百二十番十八から同番二十まで 八王子市桐田町五百三十九番地八 株式会社セントラルピラー 代表取締役 井上 裕二

国分寺市西恋ヶ窪一丁目七番三十、同番三十一、同番三十一地先及び同番三十二 練馬区関町北二丁目二十一番七号 株式会社山城屋 代表取締役 青木 貴之

西多摩郡日の出町大字大久野 あきる野市秋川四丁目十五

<p>字菅窪千二十九番、同番地先、番地一      千三十番、千三十一番二、千三十二番、千三十三番、千四十四番二、千四十五番二及び同番三</p> <p>あきる野市瀬戸岡字柿ノ木百九十八番三から同番五まで及び同番十一</p> <p>あきる野市秋川一丁目六番地一</p> <p>西東京不動産株式会社      代表取締役 上澤 芳明</p> <p>西東京市芝久保町四丁目二十六番三号      株式会社東栄住宅      代表取締役 西野 弘</p> <p>八王子市大和田町一丁目六番四及び同番五</p> <p>八王子市泉町千九百十番二十六の一部、同番五十九及び千九百一十一番三十九</p> <p>八王子市東中野字二十九号二千四番一</p> <p>千代田区霞が関一丁目四番二号      株式会社オンズコンフィアンス      代表取締役 新井健太郎</p> <p>青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九      有限会社大野ハウジング      取締役 澤田 豊</p> <p>練馬区石神井町二丁目二十六番十一号      一建設株式会社      代表取締役 堀口 忠美</p> <p>神奈川県横浜市緑区長津田町五千八百十四番地五      株式会社さくら建設      代表取締役 高野 正道</p> <p>立川市高松町一丁目三十番十一号      株式会社ノーヴァ・アソシ</p>	<p>八王子市檜原町五百十九番一並びに同番二、同番四から同番六までの各一部、同番七並びに五百二十一番</p> <p>地十      北山工業株式会社      代表取締役 狭間 昌雄</p> <p>エイツ      代表取締役 濱中 敏之</p>	<p>あきる野市草花字羽ヶ田二千九百四十七番三、二千九百五十二番一及び同番二</p> <p>八王子市下恩方町七百六番、七百七番一、七百十番一、同番一地先及び七百十二番十二</p> <p>日野市三沢三丁目二十五番四及び同番五の各一部、同番十、同番十一並びに同番十二の一部</p> <p>日野市程久保一丁目十五番四及び同番六</p>
---	---	--

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002